

# 富士見市立東中学校の学校生活での約束

生徒指導担当

## I 登校についての約束

- ① 登校時間は 8:30 とする(8:30～8:38 は朝読書)。朝会の日(主に火曜日)は、体育館に 8:30 に整列完了。
- ② 通学路は決められた道路を通行する(日本スポーツ振興センターの適用)。
- ③ 登校時の服装は制服とする。ただし、11月から2月まではジャージによる通学も認める。
- ④ 防寒着は、学校指定のウインドブレーカーとする(11月～3月)。雨合羽とは別の扱いである。

## II 服装、持ち物等についての約束

- ① 制服は東中学校指定の標準服とする。名札は登下校の際は外し、校舎内では制服につける。
- ② ワイシャツは白色とする。
- ③ ズボン、身体にあったものを着用する。
- ④ ベルトは、黒、茶、紺とする。
- ⑤ スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ⑥ セーターは無地とし、色は黒・紺・グレー・茶のものを着用する。セーターはワンポイント可。
- ⑦ 靴下は白色・黒色・紺色・グレーを基調とし(ルーズソックスは不可)、ワンポイント、ラインは1本まで可とする。膝より上の長さのもの認めない。**※教室等にポスター掲示あり** タイツ・レギンスは黒を認める。
- ⑧ 頭髮は、清潔感のある髪型とする。パーマ・整髪・染髪などをせず、前髪は目にかからない長さとする。また、肩につく長さになったら必ず結ぶこと。
- ⑨ ゴムは黒、茶、紺とする。
- ⑩ 登下校時にマフラー・ネックウォーマーの着用を認める。色の指定はない。
- ⑪ 体育着の中にインナーシャツを着用してよい。色の指定は白、黒、紺、茶、グレーのものとする。ただし、ハイネックは不可。また、長袖のものを着用する場合には、袖から出ないように着用すること。

### 【衣替えについて】※天候や気温に応じて変更することもある。

- ・冬服から夏服… 5月1日から(5月中はどちらでも可)
- ・夏服から冬服…10月1日から(10月中はどちらでも可)

## III 儀式的行事の服装についての約束

- ① 夏服は、Y シャツまたは、ブラウスを着用し、スラックスまたはスカートをはく。ブラウスの場合は、ベストを着用し、リボンをつけること。冬服は、学ランまたは、セーラー服を着用し、スラックスまたはスカートをはくこと。セーラー服の場合は、スカーフをつけること。
- ② 靴下はくるぶしより上の長さで、白色を着用すること。(朝会は除く)
- ③ 胸に必ず名札をつけること。

## IV 靴についての約束

- ① 通学靴は体育の授業で使用できる運動靴とする。色の指定はない。
- ② 上履き、体育館履きは学校指定の学年色の物を使用する。

## V 通学のカバンについての約束

- ① 学校指定のスクールバッグとする。

## Ⅵ 下校について

- ① 用事のない生徒は、帰りの会終了後速やかに下校すること。服装は、原則として制服とする。ただし、部活動のある日は顧問の指示に従うこと。また、11月～2月はジャージによる下校を認める。
- ② 部活動、学級活動等の最終下校時間を下記の通りとする。完全下校時刻は校舎内戸締まりの時間である。

時 期	活動終了時刻	完全下校時刻
4月1日 ～ 8月24日	6:00	6:15
8月25日 ～ 新人入間東部大会	5:30	5:45
新人入間東部大会終了後 ～ 県民の日	5:00	5:15
県民の日翌日 ～ 12月末	4:30	4:45
1月中	4:45	5:00
2月中	5:15	5:30
3月中	5:30	5:45

## Ⅶ 自転車通学についての約束

- ① 自転車許可の申請ができるのは、家庭で任意の自転車保険に加入している生徒のみとする。
- ② ヘルメットの着用を義務とする。
- ③ 自転車は、毎学期初めに行われる自転車安全点検に合格したものに乗車する。
- ④ 自転車の仕様は、下記の内容とする。
  - ・ライト、ベル、反射板(両輪各1個ずつ)、荷台、泥よけ、両足スタンドが付いたもので、施錠ができ、ブレーキなどの整備が行き届いたものとする。(変速ギアは可)
  - ・次のような自転車は安全確保のため許可しない。
    - ア 変形したハンドルの付いたもの
    - イ その他特別な部品、改造などをほどこしたもの
  - ・許可された自転車には、必ず鑑札を付ける。
- ⑤ 交通ルールを守る。本校では、横断歩道の渡り方として、自転車を降り、一時停止と安全確認を行い、降りたまま歩いて渡る。
- ⑥ 雨天時には必ず雨合羽を着用する。
- ⑦ 自転車についての約束を守れない生徒については、安全のため安全主任による指導を受けることとし、それでも改善されない場合は、生命と安全確保のため、徒歩通学に通学方法を変更する。

**※ルール違反(禁止区域の走行、明らかな並列走行、タッチ&ゴー等)による自転車通学禁止措置**

**→1度目は安全主任による安全指導を受ける。2回目の指導で自転車通学を禁止とし、指導した翌日から3日間の徒歩通学を基本とする。(2回目以降は、年度が終わるまで、その都度徒歩通学を繰り返す。)**

## Ⅷ 水筒について(ペットボトル不可。ただし、休日の部活動の時はペットボトル可)

- ① 中身は水・スポーツ飲料・お茶類とする。年間を通して持参可。

## Ⅸ 公共物の破損について

- ① 故意に破損した場合は、保護者に原状回復、もしくは、修繕費用を負担していただくこともある。